



信達の歳時記

ホームページもご覧下さい

福島法人会

検索

<http://f-hojin.or.jp>

日枝神社「例大祭(山王様)」(福島市宮代)

福島県民俗芸能文化写真・映像保存協会事務局長 遠藤寛行さん撮影

平成24年5月1日発行 (毎月1回1日発行) 第490号

ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんたくん

2012

5

私のポケット

「変化はチャンスである」という言葉をよく耳にすることと思います。私が身を置く事業でもアナログからデジタル、モノクロからカラー、スタンドアロンからネットワークと大きく変化し、それともにお客様のニーズも変わっていきました。今年3月にスマートフォンやタブレット端末を企業でどのように活用しているかという内容でセミナーを開催致しました。関心の高い内容もあってか、多くの方にご参加をいただきました。今後、スマートフォンやタブレット端末の普及は仕事だけでなく私たちの普段の生活にも大きな変化の1つになることでしょう。多くのアプリケーションが開発され世の中にリリースされています。同じようなアプリでもここだけは違う、ここは優れているなど、より使う方の使い方によって選択をされていくことでしょう。それに伴い、より個人ニーズの変化スピードがあがっていくことと思いますし、必要な情報も個人個人によって違ってくることでしょう。

如何に的確な情報を収集し利活用していけるかが、これからの情報社会で必要になるのではないのでしょうか？

(高橋記)



復興特別法人税の創設について

平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（復興財源確保法）」において復興特別法人税制度が創設されました。

復興特別法人税制度の具体的な内容は、次のとおりです。

1. 納税義務者

法人は、基準法人税額につき、復興特別法人税を納める義務があります。

《基準法人税額とは、法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（一部の規定を除きます。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除きます。）をいいます。》

2. 課税事業年度

復興特別法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、一定の場合を除き、法人の平成24年4月1

日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされています。

3. 課税標準法人税額

復興特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額とされています。

4. 復興特別法人税の額

復興特別法人税の額は、次の算式により計算した金額となります。〔算式 復興特別法人税の額〕
課税標準法人税額×10%

5. 申告

法人は、各課税事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内に、税務署長に対し、「復興特別法人税申告書」を提出しなければなりません。ただし、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はありません。

※詳しくは福島税務署にお尋ねいただくか、国税庁ホームページに掲載している手引をご覧ください。

県税からのお知らせ

自動車税の納付は5月31日までに！

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者（割賦販売の場合は使用者）に課税される県の税金です。

平成23年度は、東日本大震災の影響により納期限を延長しましたが、平成24年度は原子力災害被災市町村を含む全県域で5月31日（木）が納期限となります。最寄りの金融機関や各地方振興局の窓口のほか、コンビニエンスストアでも納付できますのでご利用ください。

自動車税は震災からの一日も早い復旧・復興を成し遂げるための貴重な財源となりますので、納期限までに納付くださるようお願いいたします。

また、納付の際に受け取る「納税証明書」は、車検を受けるときに必要となりますので、大切に保管してください。

なお、納税通知書が届かないなど、ご不明な点がありましたら最寄りの地方振興局県税部までお問い合わせください。

（県庁税務課）

平成24年度国家公務員「税務職員採用試験」(高校卒業程度)のお知らせ

バイタリティーあふれる税務職員を募集しています。税務職員は、国の財政を支える重要な仕事を担い、国税局や税務署において、調査・検査や指導などを行う税のスペシャリストです。

受験資格

- 1 平成24年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日から起算して3年を経過していない者及び平成25年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 2 人事院が1に掲げる者と同等の資格があると認める者



受験申込受付期間

インターネット：平成24年6月26日(火)から7月5日(木)まで
郵送又は持参：平成24年7月2日(月)から7月10日(火)まで
※受験案内等は5月14日(月)から配布します。

お問い合わせ先

人事院東北事務局 ☎022-221-2022 又は
仙台国税局人事第二課 試験研修係 ☎022-263-1111 内線 3236

「三度目の質問検査権」

私が原稿を依頼されてこのタイトルで三度目の執筆です。この度の国税通則法の改正により、税務調査の手続の透明性及び納税者の予見可能性を高めるなどの観点から「税務署長が納税者に対して税務調査を行う場合には、原則として、税務調査に先立ち、あらかじめ納税義務者に対して事前通知を行わなければならない」となりました。また、その通知の中に「調査の目的」が明記されま

す。一般的に税務調査における質問検査権は、「税務職員は調査について、必要があるときは、質問し又は事業に関する帳簿書類そのほかの物件を

検査することができる」とされています。「必要があるとき」というその抽象的な表現により今まで多くの論争となっていました。質問検査権の目的は適正公平な課税の実現にあります。最高裁でも「必要があるときとは、租税行政職員の主観的必要性を意味するものではなく、客観的な必要性がある場合か否かは個別具体的に判断する」とし、必要性の判定は税務職員の自由な裁量に委ねられているわけではありません。平成二十五年一月から適用されるこの

国税通則法の改正が「客観的な必要性」について、事前通知された「調査の目的」から納税者が納得する税務調査となるように希望します。それにより、納税者からの租税法正義と課税当局の課税公平主義が並び立つものと考えます。

東北税理士会 福島支部 鈴木 武雄

第38回通常総会記念講演会

とき 平成24年6月1日(金) 14時

ところ ウエディングエルティ

(福島市野田町1-10-41 電話 53516188)

テーマ 「100回の失敗で50億を失った社長の七転び八起きの成功術」

講師 杉山春樹氏 (株)フード&サクセス代表取締役

※ 通常総会案内通知と一緒にご案内します。(問い合わせ・福島法人会 53611291)

村井幸三さんの ヘーなるほど

桜につづいて桃、そしてリンゴがいま花盛りです。

今年も風評被害のないことを祈ることしかお手伝いできないのが歯がゆいのですが、先日頼まれた原稿資料に北海道の果物栽培の歴史を読

んでいたところ、北海道のリンゴ栽培が戊辰戦争に敗れ、はるばる海を渡つた会津藩士によって始められ、現在の小樽近郊の余市町の大産地が形成されたこと、そこにたどり着くまでには血の出るようなご苦労のあったことを知りました。

わが国のリンゴ産地といえば青森、長野そしてわが福島というのが常識で、北海道の余市などあまり知られていない(私を含めて)のですが、刀を鍬に持ち替え夏はアブや蚊の大群、冬は炉端周りの水さえ凍る寒さの苦しい生活に耐えながら、原生の大地を切り開き一本また一本とリンゴの苗木を育てていった会津人のご苦労は、放射能被害対策に苦しむ果樹関係者に大きな励みになるのではないかと思ひ紹介

することにしました。

資料によれば新天地に挑んだ会津藩士は家族を含めて三百三十三人、明治二年九月のことです。十一日間の船旅のち小樽に上陸しました。しかし現地の開拓使の扱いはお役所仕事の例にもれず、入植地が割り当てられるには一年あまりかかり、この間の生活は悲惨の一語につきるものがあつたようです。しかし彼等はめげずアメリカ人顧問の指導を頼りに北海道では初めてのリンゴ栽培に取り組んだのでした。文字通り誰も手掛けたことのない果樹栽培です。品種選定からはじまって、病虫害の駆除まで試行錯誤の連続で四年後、人の背丈ほどにそだつた木々に、こぶりながら青いリンゴの実がつき日々色づきはじめた時の感激は町内に今も残る開村記念碑に詳しいと資料は結んでいます。

そしてはじめて出荷するリンゴの品種名に、彼等は「緋衣」と名付けました。鶴ヶ城が落城して西軍に降伏する際、藩主容保公が地面に敷いた朱の毛氈にちなんだ命名であることはいうまでもありません。どんな苦難にも挫けず立ち向かう、明治の会津人の心意気こそ、いまにもましての最高の励みではないでしょうか。



経・エ ややまひろし



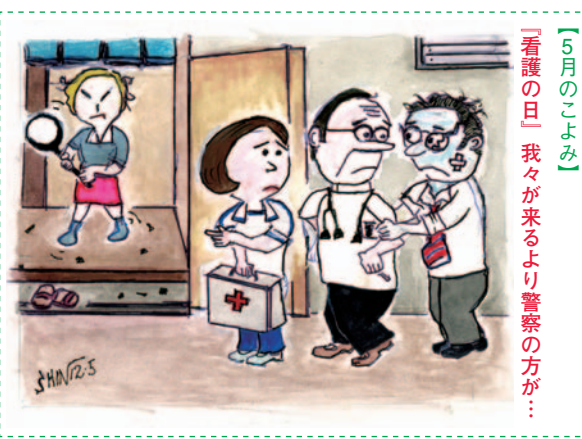
グリムエレクトロニクス株式会社
代表取締役社長
齋藤 雄氏
(伊達郡川俣町鶴沢字西ノ平11-7)
TEL (024) 565-4102(代)

この会社は不思議な会社である。大抵の会社は、事業を拡張する場合、今までの信用、技術力、取引先を考へて事業を展開して行くのが普通だが、この会社はまったく理解に苦しむ。「グリムパン」といえば私でも知っているなじみのパン屋さんだ。福島には十四の店舗がある。雄氏の祖父がアイスキャンデー屋を始め、そのうち、パンとかキャンデーを始めた。父の寿雄氏がパン、ケーキ、和菓子を中心としたグリムという菓子店を始めた。この寿雄氏は菓子職人で収まるような人ではない。本質は起業家で、時代の流れを読み、何か新しいことをやってみたいという、夢の多い人物なのだ。ある会合に出席したとき偶然、同じテーブルで電機メーカーの人と一緒に話した。その人が突然「齋藤さん、我が社の部品を製造する仕事をやってみませんか」と話しかけてきた。

雄氏は昭和四十五年川俣町に生まれ、県立福島商業高校を卒業すると将来パン屋を継ぐつもりだったので、東京の製菓専門学校に入学、そこで二年間勉強した。卒業すると岡山菓子工場で五年半修行した。このパン工場には全国から菓子職人になるための人々が修行に来る、業界では有名なところだそうだった。その修行は凄いの一言。朝七時から夜十一時まで働く。朝食は五分、昼食は二十分、夕食は三十分で済まさないければならない。一年間は下働き、一日卵を一千個割り続ける、という苛酷な作業をつづける、ということもあった。「よく我慢できましたねえ」「やるわけにはいきませんでした。それには自分で目標をたて、変化を楽しみながら自分から進んで仕事に取り組む、という姿勢で望みました」

厳しい修行を終えて平成七年頃、川俣町に戻ったら、父の寿雄氏は平成三年、グリムエレクトロニクスの社長となり平成七年にはグリム・エナジの社長に収まっていた。

会社の事業内容をお聞きしたが、私に



は全く理解出来なかった。エレクトロニクスの工場ではリチウムイオンバッテリーパック組立をするところで、エナジーの工場では精密射出成型加工、精密高速プレス加工をするところ、と聞いたがまるっきり理解不能である。具体的に聞き直したら、デジタルカメラ、ビデオカメラ、パソコン、プラズマテレビに使用している部品だという。カメラの交換レンズなどの組み立てもやっているという。

川俣町に戻ってきた時の雄氏は呆然としたことであろうと、察している。現在エレクトロニクスの寿雄氏は会長に収まり平成二十二年、雄氏が社長に就任した。エナジーとグリムパンの社長は寿雄氏が頑張っている。お会い出来なかったのは残念であった。

世界を相手に奮闘している町工場を初めて訪れた貴重な体験であった。

お知らせ

- 24・4・12 平成24年度 第1回広報委員会
- 24・4・12 第7回法人会全国女性フォーラム「群馬大会」(グリーンドーム前橋に於いて)
- 24・4・13 決算説明会
- 24・4・18 セミナー「総務担当者に期待される役割と基礎実務」講師 假谷美香氏(グリーン社会保険労務士事務所・代表)
- 24・4・26 平成24年度 第1回税制委員会
- 24・4・26 女性部会移動例会(会津方面)

広報委員会

セミナーの様子